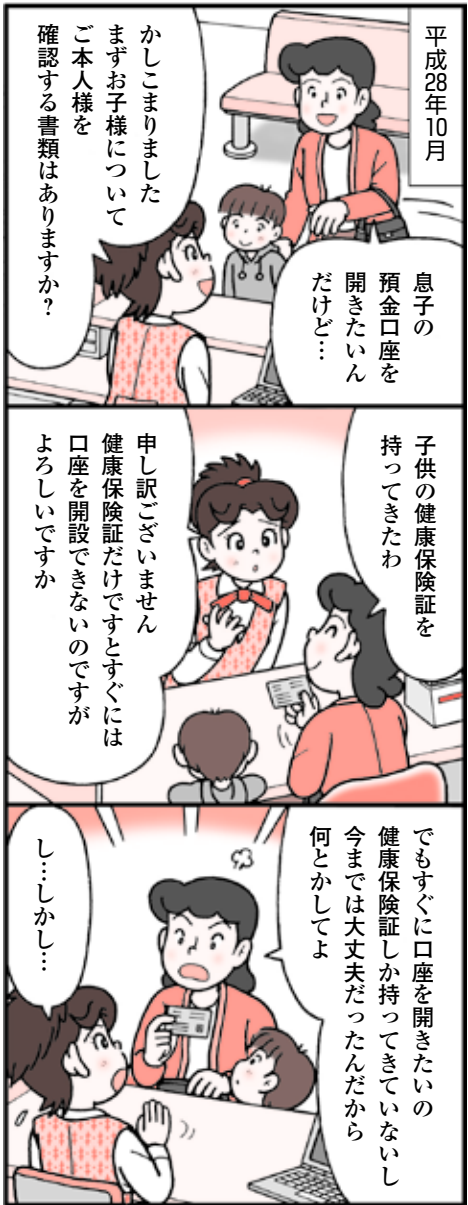


平成28年10月以降に想定される困ってしまう事例への対処法 取引時確認の改正後は こんな場合にどう対応する？

改正により生じるであろう取引時確認に関するトラブルを挙げて、対応法を解説します。

①～②・④～⑤ 保志 秀一



ケース2 子供の口座開設のため親が健康保険証を提示してきたが…

ケース1でも説明したとおり、健康保険の被保険者証といった顔写真のない本人確認書類による本人特定事項の確認方法が改正され、平成28年10月以降は提示のみでは確認完了とはならなくなる予定です。

このような本人確認書類によって本人特定事項の確認を行う場合には、次の方法によるとされています。

①このような本人確認書類の提示を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該お客様等の住居に宛てて預金通帳等の取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する方法

②このような本人確認書類の提示を受けるとともに、他の本人確認書類または補完書類の提示を受ける方法

③このような本人確認書類の提示を受けるとともに、他の本人確認書類またはその写しの送付を受ける方法

④このような本人確認書類の提示を受けるとともに、補完書類またはその写しの送付を受ける方法

●同居の事実や親子を確認

本ケースの場合には、取引名義人である子供と代理人である親の双方の本人特定事項の確認を行うと同時に、同居の事実と親子である

●ポイント

- 補完書類等の提示がなければすぐに口座開設できないことを伝えて理解を促す
- 代理人取引でもあることから、子供・親双方の本人特定事項を確認

また、来店した人が代理人で取引名義人と異なるときは、取引名義人の取引時確認を行うとともに、代理人等の本人特定事項の確認と代理人等が取引名義人であるお客様等のために特定取引の任に当たっていることの確認を行わなければならない。

金融機関としてはあらかじめボスターの掲示やチラシの配布などを行い、本ケースのようなクレームがないようにしましょう。

ただし、従来であれば、健康保険の被保険者証のみで子供の本人確認事項の確認ができ、預金口座をその場で開設できましたが、改正後はそれが不可となります。合わせて前述した①～④の追加確認が必要となることを伝えて、理解を促しましょう。補完書類を提示してもらえれば、その場で口座を開設することも可能です。